



METI
Ministry of Economy,
Trade and Industry

気候変動国際交渉の現状

平成27年11月

経済産業省 地球環境対策室

田尻 貴裕

地球温暖化問題への国際的取組み

- ・国連気候変動枠組条約（国連加盟国全てが参加）の下で、温室効果ガス削減の取組みを実施。具体的な国際取決めについて話し合うため、国連気候変動枠組条約締約国会議（Conference of the Parties）を1995年から毎年末に開催。

国連気候変動枠組条約

（1992年採択、1994年発効、196ヶ国・地域が参加。日本は1993年に批准）

- 究極の目的 ⇒ 大気中の温室効果ガス濃度の安定化。
- 全締約国の義務 ⇒ 温室効果ガス削減計画の策定・実施、排出量の実績公表。
- 先進国の追加義務 ⇒ 途上国への資金供与や技術移転の推進など。

→ 条約の実効性を高めるために

京都議定書

（1997年に京都で開催したCOP3で採択、2005年発効。日本は2002年に批准）

第一
約束期間

2008年

2012年

- 先進国のみが条約上の数値目標を伴う削減義務を負う。

【第一約束期間】

- ・**日本**、EU、ロシア、豪州等が参加。
- ・米国は不参加、カナダは2012年に脱退。

COP16（2010年、メキシコ・カンクン）

- ・各国が自主的に2020年の目標を登録することに合意
日本は、**▲25%（90年比）**を登録（2010年1月）
その後、**▲3.8%（05年比）**に差替（2013年11月）
※原発を含まない現時点での目標

第二
約束期間

2013年

2020年

【第二約束期間】

- ・EU、豪州等が参加。
- ・**日本**、ロシア、ニュージーランドは不参加。

COP17（2011年、南ア・ダーバン）

- ・2020年以降の将来枠組に向けた検討開始に合意

2020年以降の将来枠組

（2015年11月30日～12月11日 COP21@仏・パリで合意予定）

従来の枠組みの問題点・留意点

気候変動枠組条約(1992)

- ・「共通だが差異ある責任」(Common but Differentiated Responsibilities)
- ・「附属書」において、90年頃の経済状況により先進国・途上国を特定

京都議定書(1997)

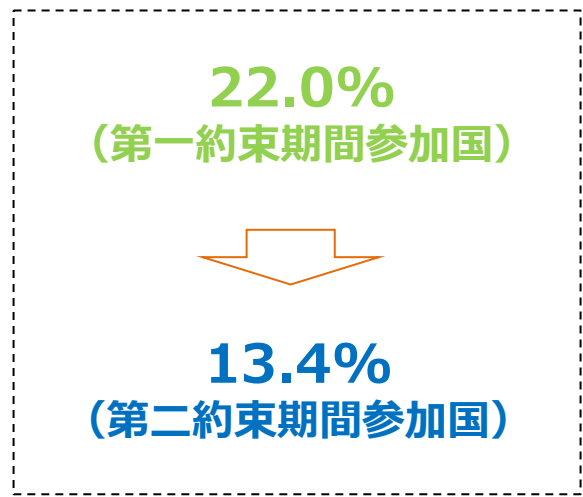
- ・先進国のみに排出削減義務あり
- ・米国(当時の最大排出国)は批准せず
- ・削減義務の数値(日本は1990年比▲6%)はトップダウン型で設定
(→日本は約1,600億円の国費でのクレジット購入等により義務達成)
- ・CDM等「京都メカニズム」の実効性(厳格な国連管理等に起因)

カンクン合意(2010)

- ・ボトムアップ型を採用
- ・対象は2020年の削減目標・行動(目標提出を含め、法的義務は無い)

(参考1) 温室効果ガス排出シェアおよび京都議定書等の参加カバー率

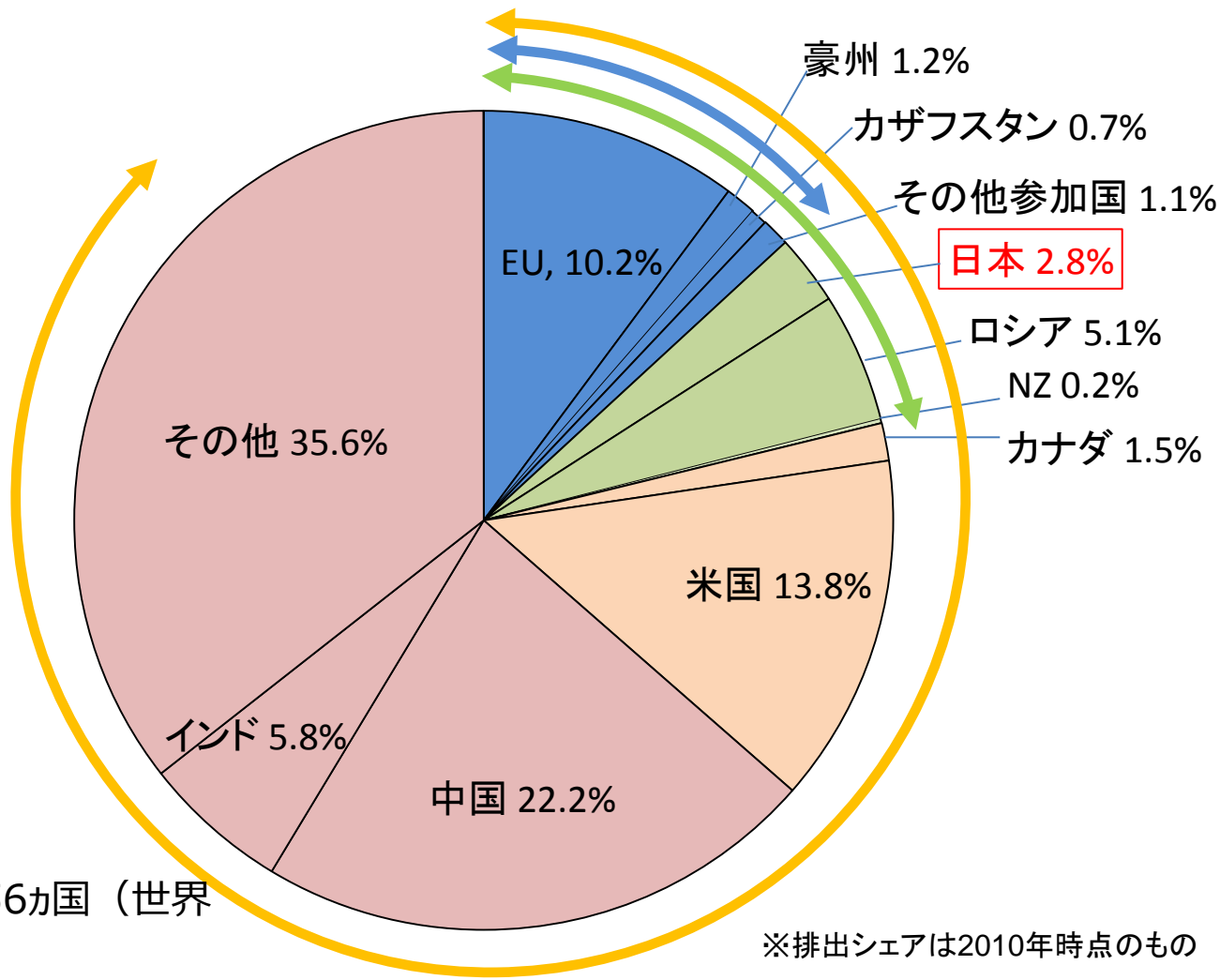
【京都議定書】



【COP21】

全ての主要国が参加する合意
(2020年以降の枠組み)

※11月4日時点での目標提出国：156カ国（世界の温室効果ガス排出量の約9割）



※排出シェアは2010年時点のもの

The main sources of controversy at INC2(*) concerned the concept of “pledge and review” – a concept introduced by Japan as a potential compromise on the targets and timetables issue. Under the Japanese proposal, states would be required to make unilateral pledges, consisting of national strategies and response measures to limit their greenhouse gas emissions, together with an estimate of the resulting emissions. These pledges would be periodically reviewed by an international team of experts, which would publicly evaluate the pledges and make recommendations. According to proponents, pledge and review would serve two purposes: the unilateral pledges would be a one-way ratchet towards stricter commitments by parties; and the international review process would promote transparency and accountability. Although the United Kingdom and France made similar proposals, most European Community members expressed reservations about substituting “pledge and review” for internationally defined commitments. Environmental NGOs also sharply criticized pledge and review, dubbing it “hedge and retreat.”

【出典】

“Negotiating Climate Change – The inside story of the Rio Convention”

(Irving M. Mintzer / J.A.Leonard編著、Cambridge University Press and Stockholm Environment Institute 1994)

(*)"INC2": 気候変動枠組条約に関する政府間交渉委員会 (INC: Intergovernmental Negotiating Committee) の第2回会合(1991年6月開催)。

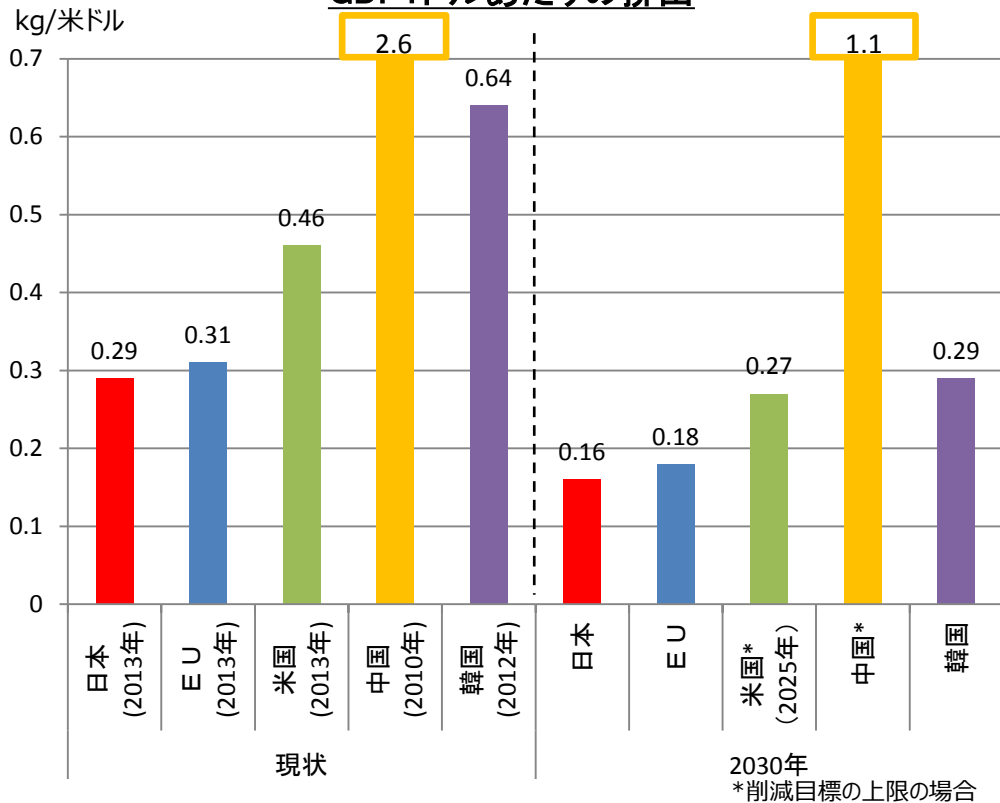
主要国の約束草案（温室効果ガスの排出削減目標）の比較 ①

国名	1990年比	2005年比	2013年比
日本	▲18.0% (2030年)	▲25.4% (2030年)	<u>▲26.0%</u> (2030年)
米国	▲14～16% (2025年)	<u>▲26～28%</u> (2025年)	▲18～21% (2025年)
EU	<u>▲40%</u> (2030年)	▲35% (2030年)	▲24% (2030年)
中国	2030年までに、2005年比でGDP当たりの二酸化炭素排出を -60～-65% (2005年比) 2030年頃に、二酸化炭素排出のピークを達成		
韓国	+81% (2030年)	▲4% (2030年)	▲22% (2030年)

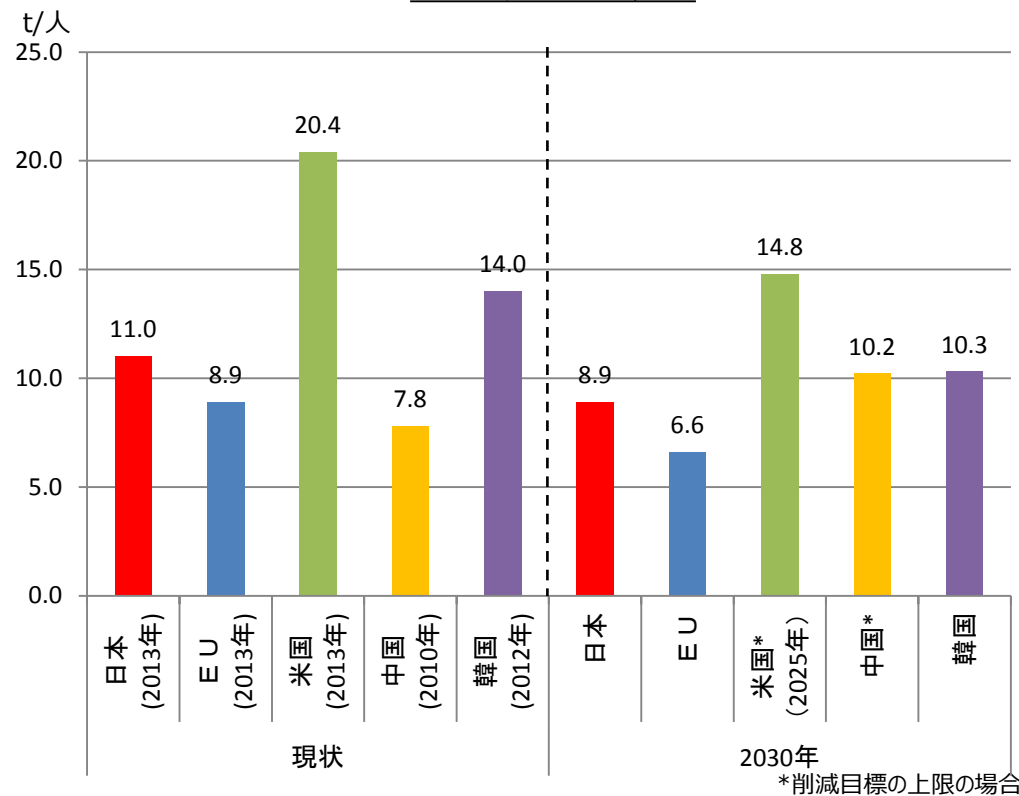
- ◆ 米国は2005年比の数字を、EUは1990年比の数字を削減目標として提出
- ◆ 韓国は「2030年（対策無しケース）比37%削減」を削減目標として提出
- ◆ ①、②について、日本・米国・EU・韓国は2012年、中国は2010年のデータ

日本の約束草案の公平性・野心度

GDP1ドルあたりの排出

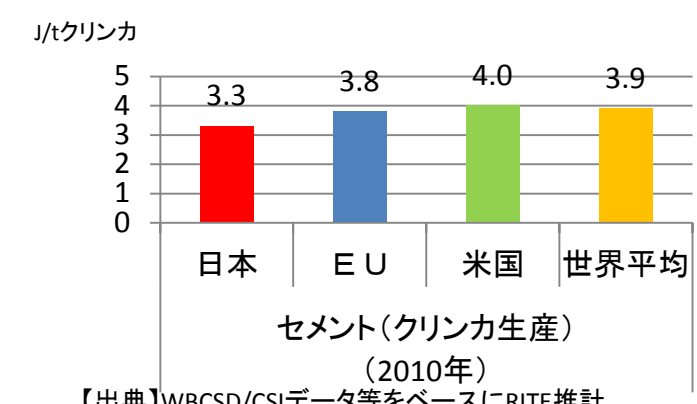
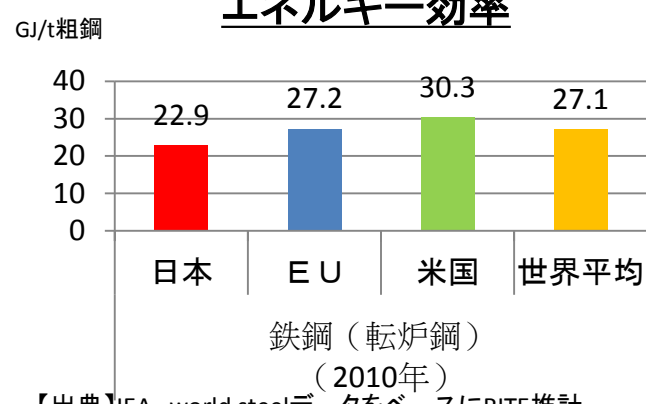
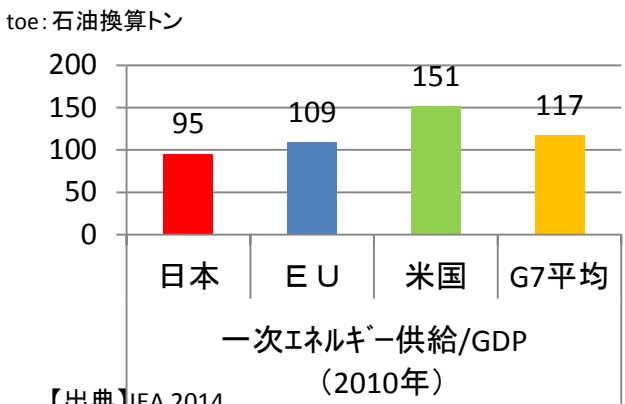


一人あたりの排出



【出典】IEA 2014、国連統計、各国統計等に基づき経済産業省作成。(注)国毎に成長率等の前提条件等が異なり、特に中国については公表データが少ないため、多くの推計を含む。

エネルギー効率



日本、および世界主要国の約束草案（一部暫定値）のCO₂限界削減費用推計値 (RITE DNE21+推計) ※2015年7月末時点

	限界削減費用 (\$/tCO ₂ eq)	
	低位	高位
日本：2013年比▲26% (2030年)	380程度* (エネルギー起源CO ₂ の目標のみで評価した場合は260程度)	
米国：2005年比▲26%～ ▲28% (2025年)	60	69
EU28：1990年比▲40% (2030年)	166	
ロシア：1990年比▲25%～ ▲30% (2030年)	0	6
中国：2030年CO ₂ 排出原単位 2005年比▲60～65%	～0	～0

* 吸収源対策▲2.6%は森林吸収対策としてコスト計算せずに、エネルギー起源CO₂、その他GHG排出削減対策で実施するとして計算した場合。他国も同様

【出典】RITE

パリ合意案の骨格

1. 合意全体の目的

温度目標、適応・強靱化に向け、異なる国情を反映した、共通だが差異ある責任に基づき対応

2. 緩和（排出削減）

（1）世界全体の長期目標

（2）各国個別の義務

（3）各国目標の備えるべき特徴（「前進」（後退禁止）、定量性等）

（4）各国目標の提出・更新等のタイミング

（5）アカウンティングルール（土地利用、市場メカニズムの位置づけ） 等

3. 適応、損失と損害

4. 途上国支援（資金、技術、能力構築）

5. 透明性

（1）透明性枠組みの位置づけ、目的

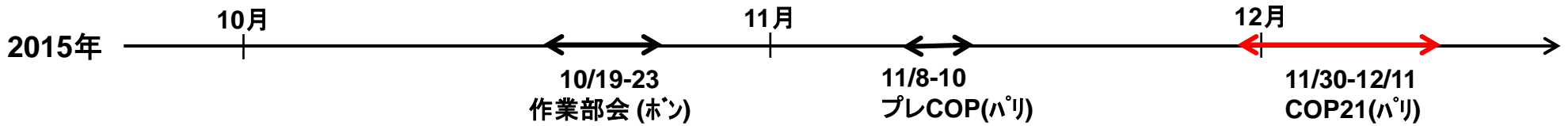
（2）排出状況、取組実績等の報告

（3）報告のレビュー

6. グローバルストックテイク（世界全体の進捗状況確認）

7. その他法的事項（実施促進・遵守手続き、発効要件等）

COP21に向けた作業部会の結果と今後の予定



作業部会の結果概要

- 本年2月の作業部会での議論に基づき「交渉テキスト」が作成。6月、9月に開催された会合を経て、10月5日に、法的合意案とCOP21決定案を含む「共同議長提案文書」（計20ページ）が公表。
※法的合意：京都議定書の後継となる大きなルール、COP決定：細則や作業計画等。
- 10月会合では、この文書を基に議論が行われる予定であったが、初日に、開発途上国グループ（G77 + 中国）が自らの立場が反映されていないことを理由に議論に反対。まずは各国が必須と考える要素を盛り込むこととなった。
- その後、分科会に分かれて文書の追記・整理、内容の議論等を進め、最終日に今次会合の最終的な法的合意案及びCOP21決定案（計59ページ）を公表。途上国からの提案は、削減義務や資金問題で先進国と途上国の差異化（異なる扱い）を求めるものが多く、意見の収斂していない分野が多く残存。
- 今後については、事務局が関連するパラグラフの相互関係や重複を整理した技術ペーパーを作成することが決定。追加の交渉会合開催の提案は採用されず。

今後の予定

- 11月8日～10日に閣僚級の「プレCOP」が開催されるが、ここではテキストの文言の交渉は行われず、11月30日に始まるCOP21でテキスト交渉が再開される見通し。

COP21の将来枠組合意に向けた主要論点

主要論点

スタンスの対立の例（○は日本のスタンス）

法的義務の範囲

- 京都議定書と異なり、削減目標（数値目標）は法的義務とすべきでない（目標の提出等、手続規定を法的義務に）
- 削減目標を法的義務とすべき

2030年以降の長期目標の設定

- 「2℃目標」以上に具体化した数値目標は科学的に不確実であり定めるべきではない。
- 「2℃目標」を具体化し、今世紀後半～末までの「炭素中立性」（ネット・ゼロ排出）等と言及すべき。
（※）2℃目標：世界の気温上昇を産業革命前に比べ2度以内に抑えることを目指すもの。過去のCOP決定等で言及されている。

要素間のバランス

- 緩和（排出削減）、適応（気候変動による悪影響への対応）、資金支援、技術支援などの各要素の重要性は認識するも、中心は「緩和」。
- 特に、「支援」を重視し、先進国約束草案への記載や定期的な見直しを求める。

資金・技術の支援

- 既存目標（＝2020年までに官民あわせて1000億ドル/年）に基づき着実に実施。先進国のみならず、支援すべき立場の国が行うべき
- 新たな目標の設定や、先進国のこれまで以上の取組を要求

二分論的アプローチの修正

- 二分論的アプローチから、できる限り脱却することを志向。
- 排出削減やデータの報告等の規定についても、随所で二分論的アプローチを志向。